

6. 事業運営の基本方針

6.1. 県内水道の将来像（あるべき姿）

(1) 基本理念

水道は人々の日常生活や事業活動に不可欠なライフラインであり、県内水道は、将来にわたって県民に安全な水を安定供給する使命がある。

一方、これまで記述したとおり、水道が取り組むべき課題は山積している。特に人口減少等の社会構造の変化に伴い、将来的に水需要の減少による給水収益の減少が懸念される状況下において、健全な経営を維持するため「財政基盤」の強化を図ること、水道施設の計画的な更新や耐震化等の災害対策に取り組み「施設基盤」の強化を図ること、人材を確保・育成して技術を継承し「技術基盤」の強化を図ることが求められる。

水道の基盤強化を図る上で事業統合が有効とされていることから、将来の県内水道1本化を見据え、これまで、県内を12のブロックに分け、市町村が経営する水道事業をブロック単位で統合することを目指してきたところであるが、市町村ごとに事業の運営状況や統合の必要性についての認識が異なるため、事業統合の実現に至ったのは秩父地域のブロックにとどまっており、他のブロックでは進展が見られない状況である。

こうした状況を踏まえ、各事業者がそれぞれの実情に応じた取組を展開し、着実に基盤強化を図ることができるよう、今後は事業統合に限らない様々な取組を加え、多様な広域化を推進する必要がある。

中でも、運営状況が悪化している水道事業者の基盤強化を図る取組は特に重要であり、県行政、水道用水供給事業者、大規模水道事業者などを中心とした広域的な支援が求められる。

さらに、運営状況が安定している事業者においても、将来的に運営状況が悪化する懸念もあるため、現在のうちから危機感をもって必要な広域化に取り組むことが求められる。

以上のことから、本県の水道については、将来の県内水道1本化も見据えつつ、多様な広域化に取り組む、県内水道事業者等の財政基盤、施設基盤、技術基盤を強化し、恒久的に安全な水を県民に提供できる体制の構築を目指していく。

(2) 目標年度における広域化の形態

本ビジョンの目標年度である令和12年度（約10年後）の広域化の形態については、各水道事業者等の実情に応じた多様な広域化を実現することを目標として定めることとする。

6.2. 基本方針

基本理念に基づき、今後の課題を踏まえた上で、表 6-1 のとおり、新たな基本方針及びそれぞれの基本施策を設定する。

表 6-1 本ビジョンの基本方針及び基本施策

基本方針 1 【安全】安心快適な給水の確保	
〈基本施策〉	（関連課題）
1) 水質管理体制の強化	①
2) 水源の水質汚濁に対する適切な対応	②
3) 県民ニーズに応じた良質な水の供給	③
4) 給水水質の向上	④
基本方針 2 【強靱】災害対策等の充実	
〈基本施策〉	（関連課題）
1) 県全体としての水源の有効利用	⑤
2) 災害に強い水道の構築	⑥
基本方針 3 【持続】経営基盤の強化、県民サービスの向上	
〈基本施策〉	（関連課題）
1) 技術基盤の強化	⑦
2) 施設基盤の強化	⑧
3) 財政基盤の強化	⑨
4) 県民に理解を求めるための情報提供	⑩
5) 環境負荷の低減	⑪
6) 国際貢献の継続・拡充	⑫
7) DXの推進	⑬
8) 計画の適切な進行管理	⑭
9) 多様な広域化の推進による基盤強化	⑮

注) 関連課題の番号は、5.3 課題のまとめで抽出した課題番号に対応する。